令和 5 年 2 月 6 日 政 策 経 営 部 生活文化政策部 保健福祉政策部 都有委員会事務局

## 令和5年4月1日付け組織改正(案)について

## 1 基本的な考え方

区政の重点課題・緊急課題への対応や、事業見直し等に伴う体制を整備するため、 令和5年4月1日付け組織改正を実施する。

2 組織図(案) 別紙のとおり

## 令和5年4月1日付け組織改正(案)

| 廃止前又は変更前 |
|----------|
| 新設又は変更後  |

| 所管部   | 現行組織   | 改正組織   | 改正内容   |
|-------|--|--|--|
| 地域行政部 | - 地域行政部 - 地域行政課 - 住民記録・戸籍課 - 住民記録・戸籍課 - 子交付推進担当課 - 副参事(領域連携担当)   | 一地域行政部         一地域行政課         一住民記録・戸籍課         マイナンバー担当課         一副参事(領域連携担当)         副参事(地域調整担当)   | ◆総合支所との連携・調整を強化し、地域行政を着実に推進していくため、副参事(地域調整担当)を新設する。<br>◆事務効率及びわかりやすさを向上させるため、番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課をマイナンバー担当課へ改称する。           |
| 環境政策部 | <ul><li>環境政策部</li><li>環境計画課</li><li>環境・エネルギー施策推進課</li><li>環境保全課</li></ul>  | <ul><li>環境政策部</li><li>環境計画課</li><li>環境・エネルギー施策推進課</li><li>環境保全課</li><li>副参事(気候危機対策行動推進担当)</li></ul>  | ◆気候危機対策を全庁横断的に推進するため、副参事(気候危機対策行動推進担当)を新設する。   |
| 経済産業部 | <ul><li>──経済産業部</li><li>──商業課</li><li>──産業連携交流推進課</li><li>──工業・ものづくり・雇用促進課</li><li>─都市農業課</li><li>──消費生活課</li><li>──経済産業担当参事</li></ul> | <ul> <li>──経済産業部</li> <li>──商業課</li> <li>──産業連携交流推進課</li> <li>──工業・ものづくり・雇用促進課</li> <li>──都市農業課</li> <li>──消費生活課</li> <li>──副参事(経済政策担当)</li> <li>──経済産業担当参事</li> </ul> | ◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた区内経済の回復を図る経済対策、及び新たな産業活性化拠点を活用した総合的な経済産業政策を実施する体制の構築、区内事業所に対する新たな支援策の実施に対応できる体制を確保するため、副参事(経済政策担当)を新設する。 |

| 所管部  | 現行組織   | 改正組織       | 改正内容  |
|------|--|------------|---|
| 保健福祉 | 保健福祉政策部  次長  - 保健福祉政策課  - 保健医療福祉推進課  - 生活福祉課  - 国保・年金課  - 保険料収納課  - 臨時特別給付担当課  - 副参事(領域連携担当)  - 地域包括ケア担当参事 | 保健福祉政策部 次長 | ◆「子育て世帯等臨時特別支援事業」の給付事<br>務が終了することに伴い、臨時特別給付担当課<br>を廃止する。  |
| 子ど者者 |  |            | ◆子ども施策を一体的に推進し、今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)を踏まえた重点施策に取り組む必要があるため、子ども・若者部と保育部を統合する。 ◆民間学童の誘導等放課後児童健全育成に関する体制を強化するため、副参事(児童施策推進担当)を新設する。 ◆保育の質を高める体制の中心を担い、巡回支援から見えた課題や保育施設からの相談等に対し、迅速に判断し対応するため、副参事(保育の質向上担当)を新設する。 |
| 保育部  | -保育部 -保育課 -保育課 -保育認定・調整課 -保育運営・整備支援課 副参事(乳幼児教育・保育支援担当)   |            | ◆子ども施策を一体的に推進し、今後の子ども<br>政策の考え方(グランドビジョン)を踏まえた<br>重点施策に取り組む必要があるため、保育部を<br>子ども・若者部と統合する。<br>◆当面の間、認可保育園新規整備の公募は行わ<br>ないため、保育運営・整備支援課を廃止する。  |

| 所管部   | 現行組織  | 改正組織                                       | 改正内容  |
|-------|---|--|---|
| 世保健谷所 | 世田谷保健所 - 副所長 - 健康企画課 - 健康推進課 - 健康推進課 - 感染症対策課 - 世田谷保健相談課 - 北沢保健相談課 - 北沢保健相談課 - 站保健相談課 - 站保健相談課 - 告活保健課 - 当参事(保健師統括担当) - 副参事(特命担当) - 住民接種超当部 - 住民接種調整担当課 - 接種体制整備担当課 | 世田谷保健所 副所長 - 健康企画課 - 健康推進課 - 感染症対策課 - が要認識 | ◆国の検討状況を踏まえ、新型コロナワクチン接種事業の体制見直しにより、住民接種担当部を廃止し、世田谷保健所副所長に新型コロナワクチン接種担当課を新設する。 |

| 所管部                   | 現行組織                             | 改正組織 | 改正内容   |
|-----------------------|----------------------------------|------|--|
| みどり<br>33推<br>進担<br>部 | ―みどり33推進担当部<br>―みどり政策課<br>―公園緑地課 |      | ◆今後予定される大規模な公園等の整備や改修<br>事業を官民連携などの新たな手法を導入しなが<br>ら着実に進めていくため、副参事(公園整備利<br>活用担当)を新設する。 |

